

川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）

逐条解説

総務課

目次

第1条	目的	2
第2条	定義	3
第3条	基本原則	4
第4条	管理責任者の設置等	5
第5条	画像データの適正な取扱い	6
第6条	苦情対応	7
第7条	委任	7

目的

(目的)

第1条 この条例は、町が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理を行い、町民等の権利利益を保護するとともに、町民等が安全で安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

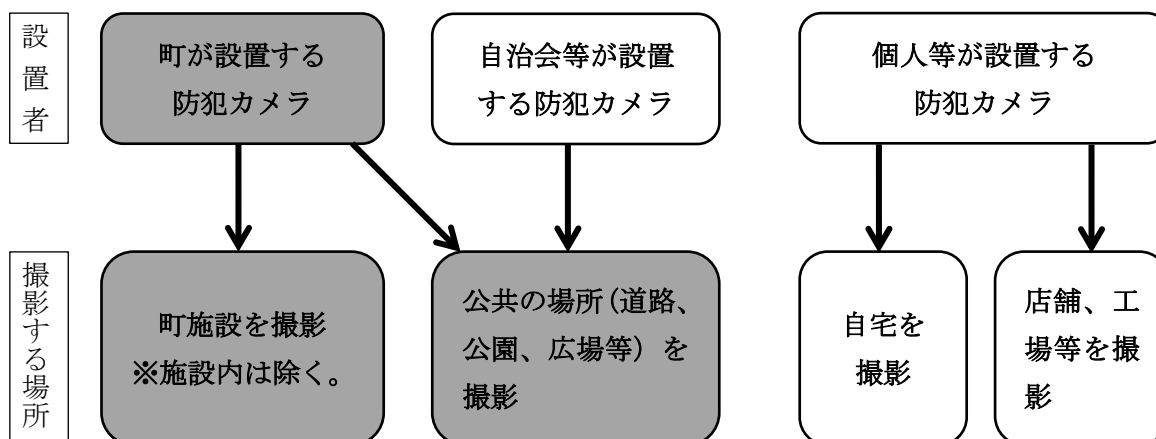
2 説明

防犯カメラについては、設置が犯罪の予防につながることや犯罪の解決に役立つことなど、その効果は一般に認められており、金融機関、商業施設など様々な施設に設置されています。

しかし、その効果が認知される一方で、防犯カメラにより個人の権利利益が侵害されていると感じる人もおり、その設置や運用については、撮影される人へ十分に配慮する必要があります。

このようなことを背景として、川辺町では、その有用性を認識しつつ、町が公共の場所に向けて設置した防犯カメラの設置及び運用に当たって設置者等の責務を明らかにして、町民等の権利利益の保護を図り、町民等が安全で安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的として、川辺町防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定するものです。

○本条例に該当する防犯カメラについて（※網掛け部分が該当）



定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、駐輪場、公の施設で不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために固定して設置する撮影装置であって、録画装置を備えるものをいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像で、記録媒体に記録されたものうち、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

2 説明

第1号の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、駐輪場、公の施設をいいます。

第2号の「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために固定して設置する撮影装置で、録画装置を備えるものをいいます。

第3号の「町民等」とは、川辺町に居住、滞在、または川辺町を通過する者をいいます。

第4号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、他の情報と照合することにより、当該個人を識別できるものとして、例えば、自動車のナンバープレートといった個人を特定し得るものも含まれます。

基本原則

(基本原則)

第3条 町は、町民等がその容貌等又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数は、設置目的を達成するために必要最小限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラによる撮影範囲は、設置目的を達成するために必要最小限の範囲となるようにすること。
- (3) 防犯カメラの撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨その他規則で定める事項を表示すること。

1 趣旨

本条は、防犯カメラを設置及び運用する上での基本原則について規定したものです。

2 説明

「町民等がその容貌等又は姿態をみだりに撮影されない自由を有すること」は重要な権利のひとつであることから、防犯カメラの設置及び運用については、特に慎重に取扱わなければならないことを規定しています。

第1号と第2号の防犯カメラ設置台数や撮影範囲については、設置目的を達成するため必要最小限の範囲にとどめ、必要以上に拡大しないようにします。これは、撮影される人の権利利益を侵害しないようにするため、十分な配慮が必要であることから、カメラの設置台数、撮影範囲などに制限を設けるものです。

例えば、撮影範囲の不要な重複を避け、必要以上に広範囲の撮影を行わないようにすることが考えられます。

第3号では、防犯カメラを設置する際には、目的に照らし設置する場所と撮影範囲等について十分検討し、設置者は撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を分かりやすく表示するものとします。

「規則で定める事項」とは、防犯カメラ設置者の名称を想定しています。

町は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図らなければなりません。

管理責任者の設置等

(管理責任者の設置等)

- 第4条 町は、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。
- 2 管理責任者は、総務課長をもって充てる。
 - 3 管理責任者は、所属職員のうちから設置された防犯カメラの機器操作を行う者(以下「取扱者」という。)を指定しなければならない。
 - 4 管理責任者及び取扱者以外の者は、設置された防犯カメラの機器操作を行うことができない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て、管理責任者及び取扱者以外の者が機器操作を行うことができるものとする。
 - 5 前項ただし書の規定により機器操作を行った者は、行った機器操作の内容を管理責任者に報告しなければならない。
 - 6 防犯カメラの運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する防犯カメラの運用に関する責務を受託者に遵守させること。

1 趣旨

本条は、防犯カメラの運用について、管理責任者の責務等を規定したものです。

2 説明

第1項及び第2項では、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を置き、これに総務課長を充てます。

第3項では、管理責任者は防犯カメラの機器操作を行う者として、総務課職員のうちから取扱者を指定します。

第4項及び第5項では、防犯カメラの機器操作を管理責任者又は取扱者に限定している。ただし、緊急等で管理責任者の許可を得た場合に限り、これ以外の者も操作ができるもの。この場合は、機器操作の内容を管理責任者に報告することとしています。

第6項では、防犯カメラの管理及び運用について、第三者に委託して行わせる場合には、受託者に対してもこの条例の規定を遵守させることとしています。

画像データの適正な取扱い

(画像データの適正な取扱い)

第5条 町は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流出及び改ざんの防止その他画像データの適正な管理のために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 画像データを保存する場合には、当該画像データを加工しないこと。
- (2) 画像データの表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。
- (3) 画像データを保管するときは、盗難、散逸等を防止するために、施錠することができる保管庫を使用するなど必要な措置を講ずること。
- (4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。
- (5) 画像データの目的外利用、外部提供及び開示については、川辺町個人情報保護条例(平成14年川辺町条例第27号)の定めるところによる。

1 趣旨

本条は、画像データの適切な取り扱い方法について規定したものです。

2 説明

画像データには多くの個人情報が含まれていることから、その取扱いは慎重を期すべきです。また、媒体の小型化や記録容量の増大、画像のデジタル化、ネットワークの多様化などが進んでおり、画像データの持ち出しや複製が容易な状況になっていることから、画像データ及び記録媒体については、個々の状況に応じて、厳重な取扱いをしなければならないことが規定されています。

また、規則では保存期間を規定しています。

苦情対応

(苦情対応)

第6条 町は、防犯カメラの設置及び運用について町民等から苦情があったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

1 趣旨

本条は、町民等から防犯カメラの設置及び運用に関する苦情の対応について規定しています。

2 説明

町民等からの苦情については、事実の確認に努め、当該苦情の趣旨に理由があると認めるときは、速やかに適切な対応をしなければならないこととしています。

委任

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

1 趣旨

本条は、本条例に規定されている事項の他に、本条例の施行に関し必要な事項がある場合には、別に定めることを規定したものです。